

防災集団移転住宅団地の公募対象を市外在住者へ拡大します

▷申し込み・問い合わせ先＝復興政策課管理係(☎内線344)

市は、防災集団移転住宅団地の空き区画について、移転希望者を公募しています。

※今回の公募から市外在住の人も対象となります。

■申し込みの主な条件

- ①本人または家族が居住する目的で戸建住宅を建設する計画がある人
- ②不動産の売買契約などについて、法令上の制限を受けていない人
- ③破産していない人
- ④市税などの滞納のない人(居住予定者全員)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当しない人

■申込方法

市役所本庁復興政策課に備え付けの申込書によ

り、直接申し込みください。申込書は、ホームページからもダウンロードできます。

※申込書以外に書類の提出が必要な場合があります。

■その他

- ・受け付けは先着順となります。
- ・複数の宅地に申し込むことはできません。
- ・戸建住宅建設を目的とした分譲であり、アパートなどの集合住宅、倉庫、駐車場、作業場などの建築を目的とした申し込みはできません。
- ・詳細はホームページを確認ください。不明な点は、問い合わせください。
- ・4月1日(木)以降は、災害復興局の廃止に伴い、問い合わせ先が変更となります。

■募集区画一覧

団地名	所在地	面積	土地売買価格
小河原(平林)	末崎町字平林52-29	330.71㎡	5,390,573円
神坂	末崎町字神坂50-6	325.34㎡	3,643,808円
中赤崎その1(森っこ)	赤崎町字大洞37-47	197.96㎡	2,712,052円
永浜	赤崎町字山口137-35ほか	330.58㎡	4,297,540円



【小河原(平林)団地】



【神坂団地】



【中赤崎その1(森っこ)団地】



【永浜団地】

(17) 広報大船渡 令和3年3月5日号(No.1194)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

国保・後期高齢者医療費一部負担金および介護保険サービス利用者負担金を、非課税世帯に限定して免除期間を延長します

▷国民健康保険に関する問い合わせ先＝国保年金課国保係(☎内線143・144)

▷後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先＝国保年金課医療給付係(☎内線142・148)

▷介護保険サービスに関する問い合わせ先＝長寿社会課介護保険係(☎②2943)

東日本大震災により被災した人は、被災状況などにより、令和3年3月31日まで医療機関などでの窓口負担と介護保険サービスの利用者負担が免除されていますが、4月以降は対象を非課税世帯に限定して、次のとおり免除期間が延長になります。

		①有効期間が令和3年4月1日から7月31日まで(証明書は3月中に郵送)	②有効期間が令和3年8月1日から12月31日まで(証明書は7月中に郵送)
対象者	国民健康保険	令和3年4月1日時点で国保加入者であって、一部負担金免除対象者(※1)のうち、その世帯の世帯主および国保加入者全員の令和2年度市民税が非課税である人	令和3年8月1日時点で国保加入者であって、一部負担金免除対象者(※1)のうち、その世帯の世帯主および国保加入者全員の令和3年度市民税が非課税である人
	後期高齢者医療制度	令和3年3月31日までの期間の後期高齢者医療一部負担金免除対象者(※1)のうち、令和2年度市民税非課税世帯(※2)に属する人	令和3年7月31日までの期間の後期高齢者医療一部負担金免除対象者(※1)のうち、令和3年度市民税非課税世帯(※2)に属する人
	介護保険	令和3年3月31日までの期間の介護サービス利用者負担免除対象者(※1)のうち、令和2年度市民税非課税世帯(※2)に属する人	令和3年7月31日までの期間の介護サービス利用者負担免除対象者(※1)のうち、令和3年度市民税非課税世帯(※2)に属する人

(※1)…免除対象者とは、東日本大震災で住家の全半壊や主たる生計維持者の業務休廃止などで、免除証明書が交付されていた人

(※2)…世帯員全員が市民税非課税である世帯

なお、①の有効期間で非該当(課税世帯)の人が、②の有効期間で非課税世帯に該当する場合には、免除申請をすることで②の有効期間について免除を受けることができます。

また、免除期間中に世帯構成の変更などで課税世帯から非課税世帯となった場合は、免除申請をすることで、免除を受けることができます。

制度によって、申請後に免除を受けることができる期間が異なるため、詳しくは問い合わせください。

(公財)大船渡市育英奨学会の奨学生を募集します

▷応募先・問い合わせ先＝教育総務課(☎内線296)

(公財)大船渡市育英奨学会では、令和3年度の育英奨学生を次のとおり募集します。

▷応募できる人

市内に住所がある人の子で、学校教育法に規定する高等学校・大学・短期大学・高等専門学校・大学院・専修学校に在学または入学する人。
※通信教育は該当しません

▷募集人員＝18人程度

▷奨学金の貸与額(月額)

●高等学校＝10,000円 ●大学など＝30,000円

▷貸与利率＝無利子

▷貸与期間＝正規の修学期間

▷償還期間＝貸与が終了してから1年据え置き後10年以内

▷申込期間＝4月1日(木)～4月23日(金)

※申請書は、市役所本庁教育総務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所で配布しています。また、市育英奨学会ホームページからダウンロードできます。

▷選考方法＝選考委員会による書類審査